

総合評価(工事)県産品の利用(地球温暖化防止対策)について

制度の概要

【令和6年4月改正】

	現行	見直し後
評価点	5点	10点
対象資材	生コンクリート、砕石材、コンクリート二次製品、木材	生コンクリート、砕石材、コンクリート二次製品、木材、 <u>アスファルト合材</u>
評価	県産品資材の利用の有・無で評価	① <u>県産品資材の使用割合で評価</u> ② <u>県内の工場産を評価</u> ③ <u>低炭素型製品を評価</u> 生コンクリート、砕石、木材 (①) コンクリート二次製品 (①、②、③) アスファルト合材 (①、③)
対象工事	5千万円以上の土木一式工事から抽出	<u>土木一式工事：5千万円以上のすべての工事及び3~5千万円のうち、生コン 100m³以上の工事から抽出</u> <u>舗装工事：3千万円以上の工事から抽出</u>

評価項目

【現 行】

7. 県産品の利用（地球 温暖化防止対策）	県産品資材から選定する場合	5	／5点
	上記以外	0	

【見直し後】

生コンクリート、砕石、木材の場合

評 価 基 準	配点
県産材使用割合 100%	10
県産材使用割合 80%以上100パーセント未満	8
県産材使用割合 60%以上80パーセント未満	6
県産材使用割合 40%以上60パーセント未満	4
県産材使用割合 20%以上40パーセント未満	2
県産材使用割合 0%以上20パーセント未満	0

コンクリート二次製品の場合

評 価 基 準		配点
a 製造場所		
県内工場		2
県外工場		0
b 低炭素型		
低炭素製品である		2
低炭素製品ではない		0
c 骨材の使用割合		
県産材使用割合100%		6
県産材使用割合80%以上100%未満		4
県産材使用割合40%以上80%未満		2
県産材使用割合 0%以上40%未満		0

※コンクリート二次製品の配点は、a, b, c の得点の合計とする（10 点満点）。

アスファルト合材の場合

評 価 基 準		配点
a 低炭素型		
低炭素技術を使用している		2
低炭素技術を使用していない		0
c 骨材の使用割合		
県産材使用割合100%		8
県産材使用割合80%以上100%未満		6
県産材使用割合60%以上80%未満		4
県産材使用割合40%以上60%未満		2
県産材使用割合 0%以上40%未満		0

※アスファルト合材の配点は、a, b の得点の合計とする（10 点満点）。